第100回電気用品調査委員会
平成29年10月30日
資料No. 6-1

経　済　産　業　省

２９製安第６２号
平成２９年１０月５日

電気用品調査委員会
　委員長　大崎　博之　殿

経済産業省産業保安グループ
製品安全課長　　和田　恭

電気用品の遠隔操作に関する報告書の見直し検討について

平素、電気用品安全行政につきましてご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、電気用品の遠隔操作に関しては、高速インターネット網やスマートフォン端末等の普及を踏まえた通信回線を介した遠隔操作への拡大について、平成２５年３月８日付けの「遠隔操作に対する技術基準の解釈の追加要望」を始めとする一連の報告書等を策定頂き、それらの成果は技術基準解釈にも反映させて頂いたところです。

一方で、それらの報告書等の基本的な考え方を検討した電気用品調査委員会タスクフォースが平成２４年７月に設置されて以来、既に５年を経過しており、この間における遠隔操作に関する最新の動向等を反映させるための見直しが必要と思慮します。

ついては、報告書等の見直しについて下記の観点から、ご検討及び取りまとめをお願いいたします。

記

１．平成２５年７月に改正された電気用品安全法技術基準省令第１４条の「通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され」ていることとする規定と、遠隔操作に関する技術基準の解釈における要求事項との関係性を明確にする。

２．平成２５年５月に遠隔操作に関する技術基準解釈が改正されて以来５年弱経過しており、この間の運用実績を踏まえつつ、記述内容の過不足を改める。

３．IEC60335-1 のように国際規格においても遠隔操作に関する要求事項が追加されており、これらの動向を踏まえた国際整合化を図る。